

平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者制作総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

研究課題名 (課題番号) : 障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方
に関する研究 (H29-身体・知的一般-005)
分担研究報告書

分担研究課題名 : グループホームにおけるスプリンクラー設置 (予定含む) 状況

研究主任者 : 遠藤 浩 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究協力者 : 志賀 利一 ・ 古川 慎治 ・ 村岡 美幸

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、グループホームにおけるスプリンクラー設置状況を明らかにした上で、設置義務があるものの設置予定のない事業所の数と、その理由を明らかにし、安全な環境が整えられた上で事業所の運営が行われるよう、対応策を検討する際の基礎資料を作成することを目的に実施した。平成 28 年 10 月～平成 29 年 10 月にかけて、4 回のアンケート調査を実施し (平成 29 年 12 月に電話による補足調査も行う) たところ、全国で 9 ホームが平成 30 年 3 月末までに、スプリンクラーの設置準備ができていないことが明らかになった。グループホーム利用者の安全を守るため、今後定期的な、建物・設備の実態や防災の仕組みについて調査することが重要だと考えられる。

A. 研究目的

認知症高齢者あるいは障害者を対象としたグループホーム等における相次ぐ火災事故を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が開催された。そして、平成 25 年 10 月に、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正されている (平成 25 年政令第 368 号)。これにより、消防法施行令別表第 1 における 6 項口 (以下、「6 項口」と呼ぶ。) に掲げる障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設 (以下、グループホーム) については、従来の面積用件であった「延べ面積 275 m²以上」が撤廃され、障害支援区分 4 以上の者が 8 割を超える施設については、原則として、スプリンクラーの設置が平成 27 年 4 月 1 日から義務づけられた。ただし、既存施設においては、しばらくの猶予期間を設け、平成 30 年 4 月 1 日から義務化されることになっている。

既存のグループホームにおけるスプリンクラーの設置は、高額である他、建物が古いため設置ができず、移転や建て替えを余儀なくされ

る事業所もあると言われている (室津, 2015)。こうした中、直近のグループホームのスプリンクラー設置状況や今後の設置予定等について明らかにされた調査研究は見当たらない。そこで本研究は、グループホームにおけるスプリンクラー設置状況を明らかにした上で、設置義務があるものの設置予定のない事業所の数と、その理由を明らかにし、安全な環境が整えられた上で事業所の運営が行われるよう、対応策を検討する際の基礎資料を作成するものである。

なお、本研究は、平成 28 年度から連続・一貫した調査であることから、前年度の研究報告と一部重複して報告する。

B. 研究方法

平成 28 年 10 月から平成 30 年 1 月にかけて、郵送方式による 4 回 (第一次～第四次) の調査と電話調査を実施した。

【第一次調査 (平成 28 年 10 月～11 月)】

全国のグループホーム 7,885 事業所※ 1 を対象に、往復葉書調査を実施した。調査の内容

は、「事業所ごとに運営しているホームの数」、「賃貸物件なのか所有物件なのか」、「戸建て形式なのかアパートのような集合住宅形式なのか」、「ホームごとのスプリンクラー設置状況」、「スプリンクラーの設置が平成30年4月以降となるホームもしくは設置しないホームの理由」とした。回答は4,014事業所からあり、回収率は61.8%であった。そのうち有効回答は3,901事業所、グループホームの棟数は9,974ホームであった。

【第二次調査（平成29年1月～2月）】

設置義務があるものの設置を踏みとどまっているホーム数を把握するため、第一次調査でスプリンクラーを「平成30年4月以降に設置予定」、「設置を検討中」、「未回答・未定」、「設置しない予定」、「面積を理由に設置義務がない」と回答した741ホームのうち、重複等を精査した587事業所を対象にアンケート調査を実施した。配布および回収は郵送にて行った。調査の内容は、「事業所ごとに運営しているホームの数」、「障害支援区分4以上の利用者が8割超のホームの有無」、「障害支援区分4以上の利用者が8割超のホームのスプリンクラー設置状況」、「設置義務があるものの設置予定のないホームの理由」とした。有効回答は427事業所、グループホーム数は1,379ホームからあり、回収率は73.2%であった。

【第三次調査（平成29年4月～5月）】

第一次調査の回答を詳細に精査し、第二次調査の対象になっていないが、設置義務があるものの設置を踏み留まっている可能性がある302事業所を対象に、第二次調査と同様のアンケート調査を実施した。有効回答は221事業所、グループホーム数は734ホームであり、回収率は73.2%であった。

同一内容の調査である第二次・第三次調査の合計した実施状況は、アンケート調査配布が899事業所、有効回答数648事業所（2,113ホーム）、回収率72.9%であった。

【第四次調査（平成29年10月）】

経過措置半年前の段階で、第一次～第三次調査において、スプリンクラー設置義務があるグループホームを運営しているものの、設

置を踏みとどまっている（設置予定のない）ホーム数を把握するため、第四次調査を実施した。対象は、第一次調査において「平成30年4月までにスプリンクラー設置予定」と回答した事業所ならびに、第二次・第三次調査において「平成30年4月までにスプリンクラー設置予定」、「スプリンクラー設置に関する方針未定」と回答した672事業所である。有効回答は515事業所、グループホーム数は2,131ホームからあり、回収率は77.7%であった。

平成29年11月20日に消防庁予防課長より「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」（消防予第355号）が発出された。この通知には、共同住宅利用型のグループホームに関して、スプリンクラー設置を免除する特例が記されており、この特例の対象になるグループホームが存在するか確認する必要があり、第四次調査の回答から、該当する2事業所に電話による詳細な聞き取りを行った（平成29年12月実施）。

C. 研究結果

【第一次調査】

回答のあった4,014事業所が運営する9,974ホームのうち、建物状況についての回答のあった9,936ホームの内訳は表1の通りである。なお、「集合住宅」とは、公営住宅や民間のマンションやアパート等の一部をグループホームとして利用しているものを言う。概ね、「建物賃貸」が「建物所有」の倍、「戸建住戸」が「集合住宅」の倍の数である。

表1 グループホームの建物状況

	戸建住戸	集合住宅	計
建物所有	3,184 (32.2%)	659 (6.6%)	3,843 (38.7%)
建物賃貸	3,676 (37.0%)	2,417 (24.3%)	6,093 (61.3%)
計	6,860 (69.0%)	3,076 (31.0%)	9,936 (100%)

スプリンクラーの設置状況については、調査（平成28年10月）時点で、「設置済」が2,775ホーム（27.8%）、「平成30年4月までに設置予定」が1,158ホーム（11.6%）、「設置義務な

し」が4,184ホーム、「その他・未定」が1,857ホーム（18.6%）であった。さらに、「設置義務なし」の内訳は、「区分4以上の利用者が8割に満たない（6項口に該当しない）」が3,194ホーム、「ホーム閉鎖予定」が3ホーム、「消防署・自治体による確認・判断」が132ホーム、「面積規格外」が34ホーム、「根拠未記入等」が821ホームであった。

【第二次・第三次調査】

第一次調査において、スプリンクラーの設置状況について「未定・その他（平成30年4月以降に設置予定含む）」と回答した1,857ホームと「設置義務なし」の内訳に「根拠未記入等」と回答した821ホーム、合計2,678ホームを運営する889事業所を対象に、設置義務がありながらスプリンクラー設置を躊躇しているグループホームの数をより正確に把握することを目的に、第二次・第三次調査を実施した。

回答のあった648事業所が運営する2,113ホームのうち、「設置義務なし（6項口に該当しない）」が1,844ホーム（89.2%）、設置義務あり（6項口に該当）」が269ホーム（12.7%）であった。「設置義務あり（6項口に該当）」のうち、「設置済」が53ホーム、「平成30年4月までに設置」が64ホーム、「設置扶養の理由あり」が112ホーム、「方針未定」が40ホームであった。なお、「設置扶養の理由あり」としては、「グループホームの閉鎖予定」、「（スプリンクラー設置のある）グループホームに転居予定」、「消防署・自治体の判断」であった。

第一次～第三次調査結果からは、平成29年2月から5月時点において、全国のグループホーム9,974のうち、スプリンクラーの設置基準にありながら、平成30年4月までに設置の予定が立っていないのは、少なくとも40ホーム（0.4%）存在することが明らかになった。

【第四次調査】

経過措置が終了する半年前の段階で、設置義務がありながらスプリンクラー設置を躊躇しているグループホームの数をより正確に把握することを目的に、全国672事業所を対象に第四次調査を実施した。

回答のあった、515事業所、グループホーム2,131のうち、「設置義務なし」が1,244ホーム（58.4%）、「設置義務あり」が887ホーム

（41.6%）であった。「設置義務あり」の内訳は、既に「設置済」が446ホーム、「平成30年4月までに設置」が284ホーム、「設置不要の理由あり」が125ホーム、そして「方針未定」が14ホームであった。

なお、「設置不要の理由あり」と回答した125ホームの理由としては、「消予231号通知特例」が31ホーム、「消防本部判断」が35ホーム、「グループホームの廃業・休業」が5ホーム、「グループホーム間の利用者引越等により6項口の対象外にする」が31ホーム、「スプリンクラー設置の建物に移転」が21ホーム、「スプリンクラー設置の建物に建替え」が1ホーム、「防火壁工事予定」が1ホームであった。

また、「方針未定」の理由としては、「スプリンクラー設置に係る経済的理由」が8ホーム、「方針がまとまらない」が5ホーム、「消防署に設置基準緩和申請中」が1ホームであった。

調査終了後、「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」（消防予第355号）が発出され、共同住宅利用型のグループホームに関して、スプリンクラー設置を免除する特例が記された。そこで、方針未定の14ホームのうち、共同住宅型利用を行っている2事業所、5ホームについて電話調査を行った結果は、下記のとおりである。

- A事業所：元職員宿舎であった7階建ての建物で1ホーム運営している。355号通知の特例ではない。しかし、消防署との調整により不燃壁材等の工事によりスプリンクラー設置免除との回答を得、消防署立入検査終了している
- B事業所：10階以上の公営住宅建物を利用し4ホーム運営している。355号通知の特例ではない。全額法人負担で、簡易型スプリンクラー設置の工事請負契約を行った

電話調査結果からは、平成29年12月末時点で、スプリンクラー設置義務のある9ホーム（8事業所）が、平成30年4月時点での方針が未定である。なお、第一次調査～第四次調査までの結果については、図1にまとめて掲載する。

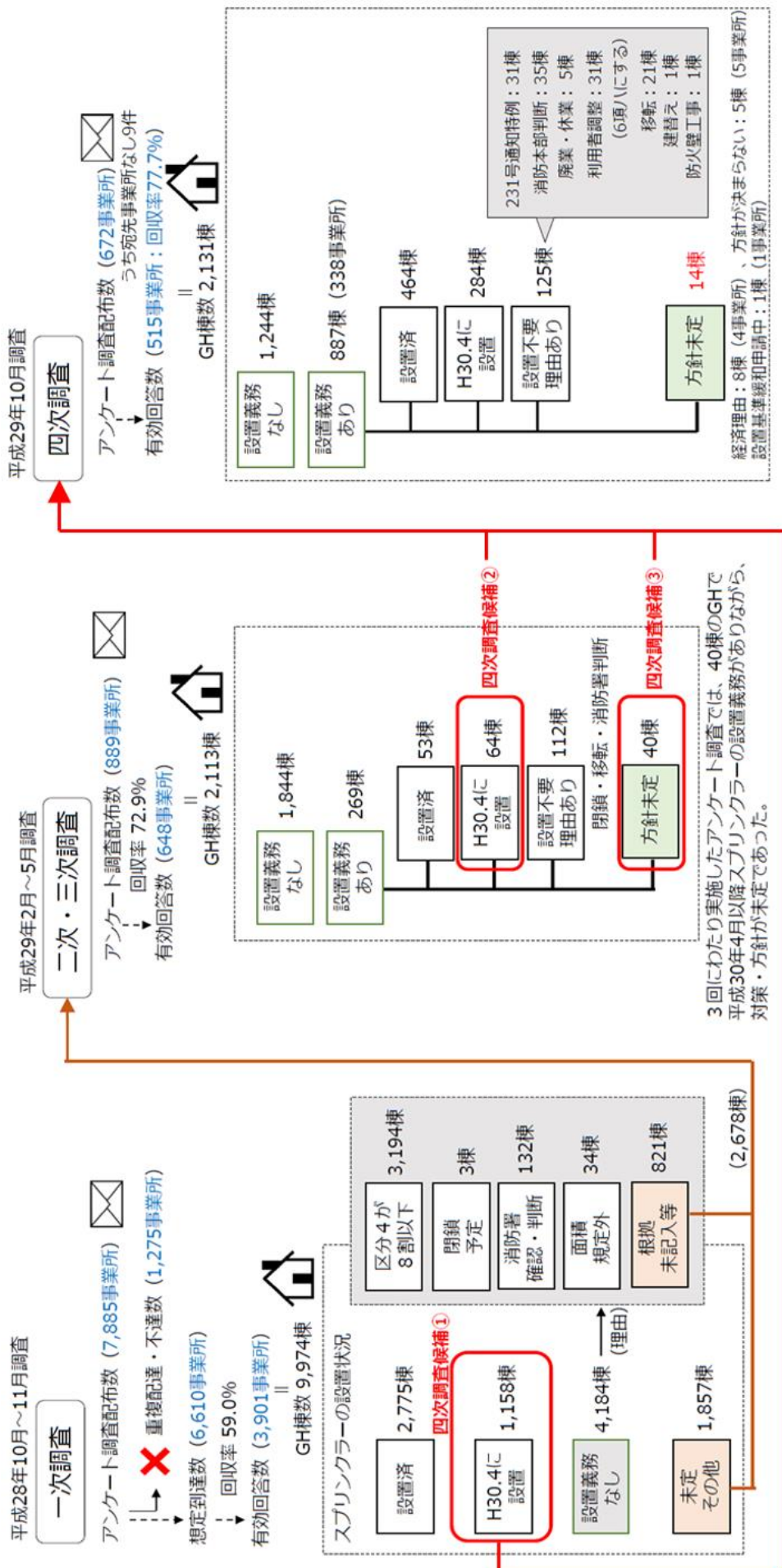


図1 第1次～第4次調査の結果概要

D. 考察

本研究は、平成 26 年 3 月以前に既設のグループホームに対して、平成 30 年 4 月以降、原則、障害支援区分 4 以上の利用者が 8 割を超える場合、スプリンクラーの設置が義務付けられることを受け、平成 28 年 10 月から平成 29 年 12 月にかけて 4 回の調査を行ったものである。全国のグループホームを運営する事業所(悉皆)を対象とした調査では、平成 29 年 12 月末時点で、戸建住居 9 ホームが、平成 30 年 3 月末時点で、設置義務対象であるにもかかわらずスプリンクラー設置の見込みが立っていないことが明らかになった。その理由としては、「建物賃貸の所有者からスプリンクラー設置工事の許可が得られない」、「運営法人の経済的な理由で工事ができない」、「建物の構造上設置費用が非常に高く判断できない」、「(経過措置終了半年前の段階で)運営法人の方針が決定できていない」であった。また、この設置方針が決まらない 9 ホームの運営主体は、社会福祉法人 4、NPO 法人 4、営利法人 1 である。

今回の研究は、平成 28 年度当初、全国でグループホームを運営している事業所を対象に、「スプリンクラーの設置義務があるにもかかわらず、経過措置終了を間近に控え、その設置が難しいと考えている」ホームを見つけ出し、その理由を確認することを目的に実施したものである。結果として、平成 29 年末時点で、9 ホームがスプリンクラー設置の準備ができていないことが明らかになった。制度変更に関する国や地方自治体の周知や補助、グループホーム運営法人や関係団体の努力により、スプリンクラー設置がかなり進んだと考えられる。グループホームを運営している事業所の多くは、火災等の事故への備えと、利用者の生命の大切さを重視した運営を行っていることが推測できる。しかし、本研究の第一次調査のアンケート回収率は 59.0% であり、設置義務がありながら経過措置終了までに設置できないグループホームは、さらに多いものと考えられる。平成 30 年度以降も、このようなグループホームの運営状況について、地方自治体の障害福祉関係部局や消防署等においては把握と今後の在り方について指導・協議を行っていく必要がある。また、現在、障害支援区分 4 以上が 8 割に

満たないグループホームにおいても、利用者の高齢化に伴い、6 項口の対象ホームになる可能性がある。実際、今回の経過措置対策として、複数のグループホームを運営している事業所・法人においては、利用者のホーム間の引っ越しを行い、6 項口の対象外のホームにしている事例がいくつも存在する。当面の法遵守としては、適当な判断だと思われるが、近い将来、グループホームの新築・改修等が必要になると考えられる。

グループホーム利用者の安全を守るため、今後も定期的に、建物・設備の実態や防災の仕組について調査することが重要だと考えられる。

E. 結論

平成 30 年 3 月までに、一定の条件に合致する既設のグループホームも、スプリンクラー設置が義務付けられている。本研究では、全国悉皆調査により、この経過措置終了時点で、スプリンクラーの設置の見込みが無いグループホームが 9 カ所と、非常に少数であることが明らかになった。

※ 1 平成 28 年社会福祉施設等調査の概況において、平成 28 年 10 月時点の共同生活援助事業所数は 7,219 事業所であり、今回の調査に用いたグループホーム事業実施者のデータは、重複データがかなり存在していた(例：事業所登録の変更前後のデータが含まれる)。

【文献】

- 室津滋樹. グループホームにおけるスプリンクラー設置義務化にともなう問題について. 日本グループホーム学会 HP 2015. <http://www.jgh-gakkai.com/pdf/sprinkler.pdf> (2018 年 4 月 1 日確認)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

